

秋田市木質ペレットストーブ導入補助金交付要綱

〔令和5年5月25日
市長決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止およびエネルギーの地産地消のため、事業所等に木質ペレットストーブを導入しようとする者に対して行う秋田市木質ペレットストーブ導入補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質ペレット 間伐材、製材端材その他の木材を粉碎した木くずを乾燥させ、圧縮成型した円柱型の固形燃料をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 木質バイオマスストーブのうち、木質ペレットを燃料として使用する設計および仕様である暖房用のストーブをいう。
- (3) 国等補助金 本補助金以外の国又は地方公共団体（本市を含む）が実施する次条に規定する補助対象機器の導入に係る補助金をいう。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる木質ペレットストーブ（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 新規品（未使用）のものであること。
- (2) 安定した燃焼を確保するため、木質ペレットの定量的な自動供給ができ、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）の使用に耐えることができる構造であること。
- (3) 秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第5条および第

17条の2で定める基準に準じて設置されるものであること。

- (4) 補助対象機器の購入、設置工事の着工又は補助対象機器付事業所等の引渡しが、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の日以後であること。
- (5) 秋田県内の販売店等で購入され、かつ、取り付けられるものであること。
- (6) リース契約によるものでないこと。
- (7) 次条の補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注および設置工事に係るものでないこと。

2 前項第5号に規定する秋田県内の販売店等とは、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）が営む販売店、店舗等をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 事業を営む個人（市内に居住する者に限る。以下同じ。）の場合は、当該事業の用に供する店舗、事務所等（市内に所在するものに限る。この号において「店舗等」という。）を現に有し、当該店舗等に補助対象機器を設置しようとする者であること。
 - イ 法人の場合は、市内に主たる事業所（本社、本店等）又は主たる営業所（支店、営業所等）を現に有し、当該事業所等に補助対象機器を設置しようとする者であること。
- (2) 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に補助対象機器を購入し、当該年度の3月15日までに設置報告書（様式第9号）を提出できること。
- (3) 市が必要に応じて行う調査等に協力できること。
- (4) 補助対象機器を設置しようとする建物が、申請者と申請者以外の者との共有である場合は申請者以外の共有者全員から、申請者の所有で

ない場合は当該建物の所有者全員から、その設置に関し書面による承諾を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 販売又は賃貸の目的で建物を建築し、補助対象機器を設置する者
 - (2) 市税を滞納している者
 - (3) 過去に本市の補助金の交付を受けて補助対象機器を設置した建物と同一または実質的に同一と認められる建物内に補助対象機器を設置しようとする者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96号第1項第14号に規定する公共的団体
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
 - (6) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当と認める者
- （交付対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとし、消費税および地方消費税相当額を含まないものとする。

- (1) 木質ペレットストーブ本体の購入費
- (2) 煙突および附属品の購入費
- (3) 設置費（取付施工費、壁貫通工事費、防火工事費等）

2 この補助金の受給は、国等補助金の受給を妨げないものとする。
（補助金の額および補助台数）

第6条 補助対象機器1台当たりの補助金の額は、補助対象経費から国等補助金の額を差し引いた額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付を受けることができる補助対象機器の台数は、申請者1人につき最大2台までとし、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象機器を設置しようとする日の属する年度の2月末日までに、木質ペレットストーブ導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 補助対象機器の導入に係る内訳が明記された見積書の写し
- (2) 補助対象機器付物件等を購入する者は、売買契約書の写し
- (3) 補助対象機器を設置する建物等の位置図
- (4) 補助対象機器を設置する場所の見取図（屋内の設置状況および周囲の建物等と煙突の位置関係（距離および高さ）が明示されたもの）
- (5) 補助対象機器の仕様が確認できるカタログその他の書類の写し
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 設置しようとする建物が自己の所有でない場合は、建物所有者の承諾書（様式第3号）
- (8) 市税に未納がないことの証明書
- (9) 法人の場合は、法人登記事項証明書
- (10) 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- (11) 第18条の規定により手続代行者に手続を委任する場合は、委任状（様式第15号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を先着順で受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、同項の期間内であっても受付を終了できるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請のあつた日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、補助金を交付することと決定したときは補助金

交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことと決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の補助金交付決定通知書には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市から送付された補助金交付決定通知書その他関係書類は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要と認めた場合は、改修の工事等の措置を講じること。
- (3) 設置後、法定耐用年数を経過するまでに交付決定を受けた補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ木質ペレットストーブ処分承認申請書（様式第6号）を提出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件
(交付内容の変更等)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「被交付決定者」という。）が、補助金の交付決定後に当該交付決定の内容を変更しようとするとき又は設置を中止しようとするときは、補助金交付決定内容変更等承認申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けてこれを承認したときは、補助金交付決定内容変更等承認通知書（様式第8号）により当該被交付決定者に通知するものとする。

（設置報告）

第10条 被交付決定者は、補助金交付決定通知を受けた後、補助対象機器の設置が完了し、費用の支払が終了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、設置報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る支払を証明する書類の写し（領収書）
- (2) 工事確認書（様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 被交付決定者は、やむを得ない事由により前項に規定する期日までに設置報告書を提出することが困難となったときは、同日までに市長の指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条第1項の規定により報告された設置報告書の内容の審査および現地の確認により、その報告の内容が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額（以下この条において「補助確定額」という。）を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、当該被交付決定者に通知するものとする。

2 被交付決定者は、補助確定額が通知された後、速やかに、補助金交付請求書（様式第12号）に補助金の振込先金融機関の通帳の写し（金融機関名、口座の種類、口座番号および名義が記載されているもの）を添付して、市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。
 - (3) この要綱に定める規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を被交付決定者に請求するものとする。

2 前項の補助金の返還請求は、前条第2項の規定による通知と同時に、補助金返還請求書（様式第14号）を送付することにより行うものとする。

3 被交付決定者は、前2項の規定により補助金の返還を求められたときは、これに応じなければならない。

（取得財産の管理および処分）

第14条 被交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、その法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、その適正な運用を図らなければならない。

2 取得財産の使用に当たっては、その際の煙等の発生について、近隣住民等の迷惑とならないよう留意しなければならない。

3 被交付決定者は、設置の日から起算して法定耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（処分の承認申請等）

第15条 被交付決定者は、補助対象機器を法定耐用年数の期間内において処分しようとするときは、あらかじめ木質ペレットストーブ処分承認申請書により市長の承認を受けなければならぬ。ただし、天災地変その他被交付決定者の責めに帰すことのできない事由により、補助対象機器が毀損し、又は滅失し、処分せざるを得なくなったときは、この限りでない。

（処分の承認等）

第16条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該処分を承認したときは、処分承認通知書（様式第6号）により被交付決定者に通知するものとする。

2 被交付決定者は、前項の規定による承認通知を受けて当該補助対象機器を処分したときは、速やかに、処分した日が確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第2項の書類により当該補助対象機器の使用期間が法定耐用年数に満たないと認められるときその他特に必要と認めるとき

は、被交付決定者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

2 前項の補助金の返還は、第13条第2項の補助金返還請求書により請求するものとする。

3 被交付決定者は、前2項の規定により当該補助金の返還を求められたときは、これに応じなければならない。

(手続代行者)

第18条 申請者は、第7条第1項および第9条第1項に規定する申請、第10条第1項に規定する報告および第11条第2項に規定する請求の手続を申請者又は被交付決定者以外の者（以下「手続代行者」という。）に委任することができる。この場合において、手続代行者は、これらの申請又は請求時に、申請者からの委任状（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 手続代行者は、委任された手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(現地調査等)

第19条 市長は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、補助金の申請者又は被交付決定者に対して、補助対象機器の利用状況等の報告を求め、又はその職員に現地調査をさせることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。